

証券コード 3082

2026年 9月10日

株 主 各 位

大阪府中央区安土町二丁目 3 番13号

株式会社きちりホールディングス

代表取締役社長CEO兼COO 平川 昌紀

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.kichiri.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「招集通知」「2026年」を順に選択いただき、ご確認ください）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「きちりホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3082」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年 9月25日（金曜日）午後 6 時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月28日（月曜日）午後1時
（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号
グランキューブ大阪（大阪府立国際会議場・会議室1202）
昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、上記の事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部ではありません。

本株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承ください。

議決権行使のご案内

議決権は以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

1. 議決権の行使方法について

インターネットにて行使の場合【推奨】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面にて行使の場合【推奨】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年9月25日（金曜日）午後6時30分まで**に、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- ① インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ② パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用に機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せ下さい。
- ③ パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進展したことに加え、雇用や所得環境の改善により、緩やかな回復の動きがみられました。しかしながら、先行きが懸念される対外情勢に加え、エネルギーや原材料価格の高騰、物価の上昇など懸念材料も多く、景気の先行きは不透明なまま推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、16,730百万円(前年同期比11.1%増)、営業利益638百万円(前年同期比9.8%増)、経常利益576百万円(前年同期比4.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益222百万円(前年同期比28.2%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

① 飲食事業

当飲食事業におきましても、経済活動の正常化に伴う消費者の外出需要の増加に加え、インバウンド需要もあり回復の傾向が続いております。一方で、人材不足や食材費等の価格高騰は厳しさを増しており、事業環境は引き続き厳しい状況であります。このような状況の中、当社グループは、モール・郊外型レストラン業態を中心に、全国へ店舗展開しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を持っております。また、従業員一人ひとりが、当社グループの企業理念である「大好きがいっぱい」を表現し、当社グループ独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図っております。

これらの結果、当連結会計年度の飲食事業の売上高は16,102百万円(前年同期比10.4%増)、営業利益は463百万円(前年同期比0.8%減)となりました。

② DXコンサルティング事業

DXコンサルティング事業については、当社がこれまで培ってきたプロデュース力やコンサルティング力を活かして多種多様な分野におけるブランドホルダーとのコラボレーションを実現することで新たな顧客価値を創造し、また人々の働き方やライフスタイルの変化から生まれる様々な課題を新しいテクノロジーによって解決するDXについても積極的に推進しております。このように事業を複数展開する中、DXコンサルティング事業

で培ったノウハウが、日本全体の活力向上を目指す地方創生に寄与できると考え、2023年4月より、地方創生事業を行っております。

これらの結果、当連結会計年度のDXコンサルティング事業の売上高は692百万円（前年同期比26.2%増）、営業利益は174百万円（前年同期比52.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は983百万円(無形固定資産、差入保証金を含む)であり、その主なものは次のとおりであります。

	業 態	店舗名	開設年月
新規 出店	「 韓 国 料 理 」	VEGEGO オヌレシクタン & Café ノースポート・モール	2025年7月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ アーバンドックららぽーと豊洲	2025年9月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ ららぽーと TOKYO-BAY	2025年10月
	「 韓 国 料 理 」	VEGEGO オヌレシクタン 三井アウトレットパーク 岡崎	2025年11月
	「いしがまやハンバーグ」	ハンバーグ & ステーキ いしがま工房 三井アウトレットパーク 岡崎	2025年11月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ Bintaro Jaya Xchange Mall	2025年12月
	「 韓 国 料 理 」	VEGEGO オヌレシクタン & Café 入間 インター	2026年1月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ Summarecon Mall Bekasi	2026年2月
	「いしがまやハンバーグ」	いしがまやハンバーグ AEON MALL BSD CITY	2026年3月
	「 韓 国 料 理 」	VEGEGO オヌレシクタン & Café イオンモール 大高	2026年4月
	「 韓 国 料 理 」	VEGEGO オヌレシクタン & Café 舞浜 イクスピアリ	2026年4月

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2023年6月期)	第 26 期 (2024年6月期)	第 27 期 (2025年6月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
売 上 高(千円)	10,941,963	13,747,050	15,056,528	16,730,706
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△274,494	445,484	552,981	576,571
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△)(千円)	△253,217	256,555	310,429	222,769
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)(円)	△25.01	24.44	27.43	19.71
総 資 産 (千円)	6,793,949	7,541,398	7,091,760	7,236,557
純 資 産 (千円)	619,938	1,839,796	2,106,513	2,319,323
1株当たり純資産額 (円)	51.44	155.30	172.67	185.28

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2023年6月期)	第 26 期 (2024年6月期)	第 27 期 (2025年6月期)	第 28 期 (当事業年度) (2026年6月期)
売 上 高(千円)	12,195	197,330	248,002	314,736
営 業 収 益(千円)	447,820	516,000	516,000	516,000
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△32,713	174,088	65,456	74,976
当期純利益又は当期 純 損 失 (△)(千円)	56,809	119,215	5,804	△20,358
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)(円)	5.61	11.35	0.51	△1.80
総 資 産 (千円)	1,434,747	2,571,916	2,488,980	2,935,884
純 資 産 (千円)	1,236,960	2,340,234	2,242,022	2,138,828
1株当たり純資産額 (円)	118.74	203.41	195.00	185.70

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権 の所有 割合 (%)	事 業 内 容
株式会社K I C H I R I	10百万円	100.0	外食(直営/FC)運営事業 DXコンサルティング事業
株式会社A p p l y N o w	83百万円	91.7	スマート選考ソリューション 『ApplyNow』『InterviewCloud』 の開発、販売 クラウド型サービスの開発、販売 クラウド型サービスの導入コンサル ティング
株式会社ユニゾン・ブルー	26百万円	51.0	日本における『Plataran』ブラン ドのレストラン部門の展開
PT KICHIRI RIZKI ABADI	58,100百万Rp	51.0	インドネシアにおける『いしがま やハンバーグ』のフランチャイズ 展開

(注)PT KICHIRI RIZKI ABADIは2026年5月5日付で増資を行い、資本金が増加しております。

③ 当連結会計年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	住所	株 式 の 帳 簿 価 額 合 計 の 額	当 社 の 総 資 産 の 額
株式会社K I C H I R I	東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号	862,547千円	2,935,884千円

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食業界は、市場への参入障壁が比較的低いことから新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化しております。そして、業界自体が成熟する中では、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。

このような状況の中、当社グループは「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

① 競合優位性について

当社グループは、KICHIRI業態・いしがまやハンバーグ業態・韓国料理業態・とんかつ業態及び焼き肉業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を保持しております。また、従業員一人ひとりが、当社グループの企業理念である「大好きがいっぱい」を表現し、当社グループ独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図ってまいります。

② 人材確保及び教育について

当社グループは、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、中途採用による即戦力となる人材の確保はもちろん、新卒者の採用を積極的に行っております。これまでのピラミッド型の組織体系ではなく、多くの階層を持たないフラットな組織体系によって情報の伝達を早めることで、風通しの良い、従業員一人ひとりの働く意欲を高められる組織の構築を企図しております。

当社グループは、競争が激化している外食業界において持続的な成長を果たしていくために、多様な業態の開発を進めることでライセンスの蓄積を進め、ライセンスホルダーとして直営、フランチャイズ事業及びDXコンサルティング事業の展開を図るとともに、新たな時代の変化の中で、ビジネスチャンスをつかむべく、柔軟かつ積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年6月30日現在)

当社グループの主要な事業は飲食事業であります。関西圏・関東圏を中心に、「Casual Dining KICHIRI」を27店舗、「新日本様式KICHIRI」を7店舗、「いしがまやハンバーグ」を41店舗、「VEGEGO」を24店舗、その他39店舗の合計138店舗を直営にて展開しております。

(6) 主要な営業所 (2026年6月30日現在)

① 当社

大阪本社 大阪府中央区安土町二丁目3番13号

東京本社 東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号

② 子会社

株式会社K I C H I R I (東京都)

店 舗	大阪府	28店舗
	東京都	35店舗
	神奈川県	20店舗
	愛知県	15店舗
	埼玉県	11店舗
	兵庫県	5店舗
	千葉県	5店舗
	静岡県	4店舗
	奈良県	3店舗
	京都府	2店舗
	長野県	1店舗
	広島県	1店舗
	合計	130店舗

株式会社A p p l y N o w (東京都)

株式会社ユニゾン・ブルー (東京都)

店 舗	東京都	1店舗
-----	-----	-----

PT KICHIRI RIZKI ABADI (インドネシア共和国)

店 舗	ジャカルタ市	3店舗
店 舗	タンゲラン市	3店舗
店 舗	ブカシ市	1店舗

(7) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
702（1,209）名	144名増（112名増）

（注）使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
25名	2名減	45.76歳	11.8年

（注）平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	895,732千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	700,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	411,000千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	402,500千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	245,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	163,931千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	115,000千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	15,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,000千円
計	2,958,163千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2026年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,600,000株
- ② 発行済株式の総数 11,324,600株
- ③ 株主数 14,800名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 エ ム テ ィ ア ン ド ア ソ シ エ イ ツ	3,938,400株	34.85%
葛 原 昭	340,800株	3.02%
平 川 勝 基	259,500株	2.30%
平 川 昌 紀	242,300株	2.14%
平 田 哲 士	198,200株	1.75%
平 川 住 宅 株 式 会 社	136,800株	1.21%
清 原 康 孝	124,700株	1.10%
榎 卓 生	102,000株	0.90%
株 式 会 社 マ ル ゼ ン	96,000株	0.85%
平 川 朋 子	79,300株	0.70%

(注) 持株比率は自己株式(24,923株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 8 回新株予約権
発行決議日		2022年 5 月 9 日
新株予約権の数		2,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 280,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 11,900円 (1 株当たり 119円)
権利行使期間		2022年 5 月 26 日から 2032年 5 月 25 日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 ヶ月間（当日を含む 21 取引日）の平均値が一度でも行使価額に 30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,800個 目的となる株式数 280,000株 保有者数 4 名

		第 9 回新株予約権
発行決議日		2022年 9 月28日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 8,500円 (1 株当たり 85円)
権利行使期間		2026年 9 月28日から 2032年 9 月27日まで
行使の条件		割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 ヶ月間（当日を含む 21 取引日）の平均値が一度でも行使価額に 30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1 名

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO兼COO	平 川 昌 紀	株式会社K I C H I R I 代表取締役社長 株式会社A p p l y N o w 取締役 株式会社ユニゾン・ブルー取締役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 取締役 株式会社C H A V A T Y R & C 代表取締役社長
常 務 取 締 役 C F O	葛 原 昭	株式会社A p p l y N o w 代表取締役社長 株式会社ユニゾン・ブルー監査役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 監査役
取 締 役	平 田 哲 士	営業統括本部長 株式会社ユニゾン・ブルー代表取締役社長 株式会社レストランX 取締役 PT K I C H I R I R I Z K I A B A D I 取締役
取 締 役	松 藤 慎 治	商品統括本部長 株式会社レストランX 代表取締役社長
取 締 役	木 村 敏 晴	合同会社コロボックル代表 株式会社フロンティアベース代表取締役
常 勤 監 査 役	長 鋪 潤	株式会社K I C H I R I 監査役
監 査 役	榎 卓 生	税理士法人大手前総合事務所代表社員 株式会社T B グループ社外監査役 IPSホールディングス株式会社社外取締役 株式会社A p p l y N o w 監査役 株式会社マネージメントリライアンス代表取締役
監 査 役	井 上 賢	A C C E S S 法律事務所代表

- (注) 1. 取締役木村敏晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生氏及び監査役井上賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役井上賢氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役木村敏晴氏及び監査役井上賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び両社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2024年9月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成します。

b. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社会情勢、従業員給与の水準も勘案し、総合的に決定します。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有することにより、株価上昇及び企業価値向上の貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬として対象取締役に対し譲渡制限付株式を付与することとします。

e. 基本報酬及び業績連動報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とします。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額に関しては、取締役会での協議に基づき決定するものとし、具体的配分基準は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価按分とします。

g. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。譲渡制限付株式付与の時期等の方針は定めないものとしております。

h. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

i. 監査役の報酬決定方針

株主総会において決議された報酬限度額内において、各役員の職責、在任年数などを総合的に勘案の上、監査役の協議により決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	111,439 (2,400)	110,164 (2,400)	- (-)	1,275 (-)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	5,400 (3,600)	5,400 (3,600)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	116,839 (6,000)	115,564 (6,000)	- (-)	1,275 (-)	8 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役年額30,000千円以内）と決議いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、上記報酬枠とは別枠で、2024年9月30日開催の第26期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額100,000千円以内、株式数の上限を年150,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2004年9月13日開催の第6期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

4. 非金銭報酬等は株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権であります。当事業年度に係る当該株式報酬型ストック・オプションは第9回新株予約権の当事業年度における費用計上額1,275千円を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木村敏晴氏は、合同会社コロボックルの代表、株式会社フロンティアベースの代表取締役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- ・監査役榎卓生氏は、税理士法人大手前総合事務所の代表社員、株式会社マネージメントリライアンスの代表取締役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

- ・監査役井上賢氏は、ACCESS法律事務所の代表であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役榎卓生氏は、IPSホールディングス株式会社の社外取締役、株式会社

TBグループの社外監査役であります。

なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 木村敏晴	当事業年度におきましては、14回の取締役会（定時取締役会9回）に出席し、経営者としての豊富な経験・知識から、経営の意思決定に関し、意見を述べております。長年にわたり飲食業の上場企業にCFOとして携わり、また、経営者としても豊富な経験から高い見識・知見に基づき、取締役会において俯瞰的な視点から当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役 榎 卓生	当事業年度におきましては、16回の取締役会（定時取締役会11回）に出席し、公認会計士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、12回の監査役会全てに出席し、経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行い、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 井上 賢	当事業年度におきましては、18回の取締役会（定時取締役会13回）全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、12回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うことを目的に、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、2026年6月期の期末配当につきましては、2026年9月7日開催予定の取締役会において、1株当たり5.0円と決議する予定です。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,989,044	流 動 負 債	2,502,969
現 金 及 び 預 金	1,655,002	買 掛 金	430,413
売 掛 金	601,717	1年内返済予定の長期借入金	746,844
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	156,957	未 払 金	364,471
前 払 費 用	226,565	未 払 費 用	509,746
預 け 金	182,207	未 払 法 人 税 等	122,337
未 収 入 金	139,799	未 払 消 費 税 等	146,212
そ の 他	26,795	株 主 優 待 引 当 金	47,178
固 定 資 産	4,247,513	資 産 除 去 債 務	14,115
有 形 固 定 資 産	2,786,849	そ の 他	121,650
建 物	2,210,364	固 定 負 債	2,414,265
車 両 運 搬 具	7,655	長 期 借 入 金	2,211,319
工具、器具及び備品	509,051	資 産 除 去 債 務	166,048
建 設 仮 勘 定	59,778	長 期 前 受 収 益	30,528
無 形 固 定 資 産	27,520	そ の 他	6,369
の れ ん	10,858	負 債 合 計	4,917,234
ソ フ ト ウ ェ ア	15,924	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	737	株 主 資 本	2,095,805
投 資 そ の 他 の 資 産	1,433,143	資 本 金	714,684
投 資 有 価 証 券	66,668	資 本 剰 余 金	1,015,908
長 期 前 払 費 用	9,380	利 益 剰 余 金	386,216
繰 延 税 金 資 産	252,732	自 己 株 式	△21,003
差 入 保 証 金	1,005,255	その他の包括利益累計額	△2,171
関係会社長期貸付金	100,000	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,171
貸 倒 引 当 金	△894	新 株 予 約 権	40,491
資 産 合 計	7,236,557	非 支 配 株 主 持 分	185,196
		純 資 産 合 計	2,319,323
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,236,557

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		16,730,706
II 売 上 原 価		4,751,458
売 上 総 利 益		11,979,248
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,340,449
営 業 利 益		638,798
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	1,898	
2. 助 成 金 収 入	1,299	
3. 為 替 差 益	414	
4. 差 入 保 証 金 回 収 益	2,000	
5. そ の 他	635	6,249
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	43,220	
2. 支 払 手 数 料	4,303	
3. そ の 他	20,952	68,476
経 常 利 益		576,571
VI 特 別 損 失		
1. 減 損 損 失	32,837	
2. 固 定 資 産 除 却 損	15,043	
3. 投 資 有 価 証 券 評 価 損	36,911	84,791
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		491,779
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239,366	
法 人 税 等 調 整 額	20,036	259,402
当 期 純 利 益		232,376
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		9,607
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		222,769

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,575,941	流 動 負 債	349,555
現 金 及 び 預 金	182,460	1年内返済予定の長期借入金	90,000
売 掛 金	7,652	未 払 金	100,546
関係会社短期貸付金	1,266,918	未 払 費 用	31,987
前 払 費 用	10,928	未 払 法 人 税 等	41,612
未 収 入 金	80,847	未 払 消 費 税 等	13,410
そ の 他	27,133	株 主 優 待 引 当 金	47,178
固 定 資 産	1,359,943	預 り 金	24,820
有 形 固 定 資 産	23,397	固 定 負 債	447,500
建 物	13,450	長 期 借 入 金	447,500
車 両 運 搬 具	7,655	負 債 合 計	797,055
工具、器具及び備品	2,290	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,560	株 主 資 本	2,098,337
ソ フ ト ウ ェ ア	1,560	資 本 金	714,684
投 資 そ の 他 の 資 産	1,334,985	資 本 剰 余 金	894,019
投 資 有 価 証 券	16,668	資 本 準 備 金	674,629
関 係 会 社 株 式	1,150,039	そ の 他 資 本 剰 余 金	219,389
長 期 前 払 費 用	987	利 益 剰 余 金	510,637
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	180,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	510,637
繰 延 税 金 資 産	23,994	繰 越 利 益 剰 余 金	510,637
差 入 保 証 金	36,054	自 己 株 式	△21,003
貸 倒 引 当 金	△72,758	新 株 予 約 権	40,491
資 産 合 計	2,935,884	純 資 産 合 計	2,138,828
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,935,884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I	営 業 収 益		830,736
II	営 業 費 用		739,047
	営 業 利 益		91,689
III	営 業 外 収 益		
1.	受 取 利 息	11,652	
2.	為 替 差 益	392	
3.	そ の 他	120	12,165
IV	営 業 外 費 用		
1.	支 払 利 息	3,709	
2.	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	25,169	28,878
	経 常 利 益		74,976
V	特 別 損 失		
1.	固 定 資 産 除 却 損	0	
2.	投 資 有 価 証 券 評 価 損	36,911	36,911
	税 引 前 当 期 純 利 益		38,065
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	61,114	
	法 人 税 等 調 整 額	△2,690	58,423
	当 期 純 損 失		20,358

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年9月4日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹 山 直 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月 4 日

株式会社きちりホールディングス
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹	山	直	孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲		昌	彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きちりホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月4日

株式会社きちりホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役	長 鋪 潤	印
社 外 監 査 役	榎 卓生	印
社 外 監 査 役	井 上 賢	印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株 式 の 数
1 再 任	ひら かわ まさ のり 平 川 昌 紀 (1969年7月16日生)	1993年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート（現 株式会社ダイヤモンドソサエティ）入社 1997年11月 個人にて飲食店の経営開始 1998年7月 有限会社吉利（現 株式会社さきちりホールディングス）設立 代表取締役 2000年11月 当社代表取締役社長 2010年11月 株式会社オープンクラウド（現 株式会社ApplyNow）取締役（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 取締役（現任） 2018年8月 株式会社さきちり分割準備会社（現株式会社K I C H I R I）代表取締役社長 2019年1月 PT KICHIRI RIZKI ABADI 取締役（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長CEO兼COO（現任） 株式会社K I C H I R I 代表取締役会長 2021年7月 株式会社CHAVATY R & C 代表取締役社長（現任） 2022年5月 株式会社We b r y d a y（株式会社ApplyNowに吸収合併）取締役就任 2026年3月 株式会社K I C H I R I 代表取締役社長（現任）	242,300株
取締役候補者とした理由 平川昌紀氏は、創業時より代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行い、経営トップとしての手腕を発揮してきました。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株 式 の 数
2 再 任	くず はら あきら 葛 原 昭 (1973年9月19日生)	1998年12月 橋爪総合会計事務所（現 税理士法人 大阪合同会計事務所）入所 2003年2月 当社入社 2005年11月 当社株式公開準備室長 2006年4月 当社管理本部長 2006年10月 当社取締役管理本部長 2010年9月 当社常務取締役経営管理本部長 2010年11月 株式会社オープンクラウド（現 株式 会社A p p l y N o w） 代表取締役 社長（現任） 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 監査役 （現任） 2019年1月 PT KICHIRI RIZKI ABADI 監査役（現任） 2019年4月 当社常務取締役C F O（現任） 2022年5月 株式会社W e b r y d a y（株式会社 A p p l y N o wに吸収合併） 代表 取締役社長就任	343,200株
取締役候補者とした理由 葛原昭氏は、2006年10月から取締役として企業経営に従事し、経営管理本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3 再 任	まつ ふじ しん じ 松 藤 慎 治 (1977年11月16日生)	1998年11月 大阪電技株式会社入社 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社執行役員 商品統括本部長 2015年9月 当社取締役商品統括本部長（現任） 2020年7月 株式会社レストランX 代表取締役社 長（現任）	26,000株
取締役候補者とした理由 松藤慎治氏は、2015年9月から取締役として企業経営に従事し、商品統括本部長としてその役割・責務を実効的に果たしております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
4 再 任 社 外 独 立	木 村 敏 晴 (1977年9月16日生)	2000年4月 ペイン・アンド・カンパニー・ジャパ ン・インコーポレイテッド入社 2008年2月 ワタミ株式会社入社 2008年6月 ワタミフードサービス株式会社CFO 2009年4月 ワタミ株式会社上席執行役員CFO 2009年6月 ワタミ株式会社取締役上席執行役員C FO 2011年11月 合同会社コロボックル 代表（現任） 2012年9月 当社社外取締役（現任） 2014年1月 株式会社フロンティアベース 代表取 締役（現任）	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 木村敏晴氏は、長年にわたり飲食業の上場企業にCFOとして携わり、経理財務に関する専門知識及び経営者としての経験を有しており、2012年9月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。 また、経営者としても豊富な経験から高い見識・知見に基づき、取締役会において俯瞰的な視点から当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。 当社の取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村敏晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村敏晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、木村敏晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、木村敏晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役長鋪潤氏及び榎卓生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株 式 の 数
1 再 任	なが しき じゅん 長 鋪 潤 (1974年6月8日生)	1997年4月 株式会社関西スーパーマーケット（現 株式会社関西フードマーケット）入社 2003年9月 司法書士中川和恵事務所入所 2007年6月 当社入社 2007年9月 当社内部監査担当 2009年9月 当社常勤監査役（現任） 2019年1月 株式会社K I C H I R I 監査役（現任）	6,000株
2 再 任	えのき たく お 榎 卓 生 (1963年2月23日生)	1985年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限 責任監査法人）入所 1997年3月 榎公認会計士・税理士事務所開業 1998年6月 S P K株式会社 社外監査役 2002年10月 税理士法人大手前綜合事務所 代表社 員（現任） 2005年9月 当社 社外監査役（現任） 2005年9月 東和メックス株式会社（現 株式会社 T B グループ） 社外監査役（現任） 2014年9月 株式会社オープンクラウド（現 株式 会社A p p l y N o w） 監査役（現 任） 2016年9月 株式会社アイ・ピー・エス（現 IPSホール ディングス株式会社） 社外取締役（現任） 2023年10月 株式会社マネージメントリライアンス 代表取締役（現任）	102,000株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 榎卓生氏は、社外監査役候補者であります。

3. 榎卓生氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は公認会計士の資格を有し、その豊富な経験と高い専門性から業務執行機関に対する監督機能の強化を図ることができ、また、人格・見識のうえで社外監査役に適任であると考え、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 榎卓生氏は、現在、当社の社外監査役であります、監査役としての

在任期間は、本総会終結の時をもって21年となります。

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、榎卓生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、当社及び子会社の監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島5丁目3番51号

グランキューブ大阪（大阪府立国際会議場・会議室1202）

TEL 06-4803-5555



交通 京阪 中之島線「中之島駅」（大阪国際会議場）2番出口 すぐ
JR大阪環状線「福島駅」から徒歩約15分
JR東西線「新福島駅」2番出口から徒歩約12分
阪神本線「福島駅」3番出口から徒歩約12分

※ご来場にはしましては、駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

昨年株主総会会場から変更しております。
本株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承ください。